

佐賀県知事等の給与の特例に関する条例をここに公布する。

平成25年6月27日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第44号

佐賀県知事等の給与の特例に関する条例

(知事、副知事、常勤の監査委員及び教育長の給料の特例)

第1条 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、知事、副知事、常勤の監査委員及び教育長の給料月額、佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例(昭和28年佐賀県条例第7号)第3条第1項の規定にかかわらず、同条例別表第1の給料月額(円)の欄に掲げる額から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

- (1) 知事 100分の20
- (2) 副知事 100分の15
- (3) 常勤の監査委員 100分の10
- (4) 教育長 100分の12

(県職員給与条例の適用を受ける職員の給与の特例)

第2条 特例期間においては、佐賀県職員給与条例(昭和26年佐賀県条例第1号。以下「県職員給与条例」という。)の適用を受ける職員の給料月額は、県職員給与条例第3条第1項及び附則第9項並びに佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成17年佐賀県条例第72号)附則第7条の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から、当該額に次の表の左欄に掲げる当該職員に適用される給料表の種類及び同表の中欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、給料の調整額、手当の額及び勤務1時間当たりの給与額(県職員給与条例第12条、佐賀県職員の育児休業等に関する条例(平成4年佐賀県条例第2号)第23条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年佐賀県条例第18号)第24条第3項又は職員の修学部分休業に関する条例(平成17年佐賀県条例第7号)第3条の規定を適用する場合における勤務1時間当たりの給与額を除く。第5条において同じ。)の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

給料表の種類	職員	割合
行政職給料表	職務の級が2級以下である職員	100分の4.77
	職務の級が3級、4級又は5級である職員	100分の7.77
	職務の級が6级以上である職員	100分の9.77
公安職給料表	職務の級が2級以下である職員	100分の4.77
	職務の級が3級、4級、5級又は6級である職員	100分の7.77
	職務の級が7级以上である職員	100分の9.77
研究職給料表	職務の級が2級以下である職員	100分の4.77

	職務の級が3級又は4級である職員	100分の7.77
	職務の級が5級である職員	100分の9.77
医療職給料表(一)	職務の級が1級である職員	100分の4.77
	職務の級が2級である職員又は職務の級が3級である職員(管理職手当が支給される職員を除く。)	100分の7.77
	職務の級が3級である職員(管理職手当が支給される職員に限る。)又は職務の級が4級である職員	100分の9.77
医療職給料表(二)	職務の級が2級以下である職員又は職務の級が3級である職員(知事が別に定める職員に限る。)	100分の4.77
	職務の級が3級である職員(知事が別に定める職員を除く。)職務の級が4級若しくは5級である職員又は職務の級が6級である職員(管理職手当が支給される職員を除く。)	100分の7.77
	職務の級が6級である職員(管理職手当が支給される職員に限る。)又は職務の級が7級である職員	100分の9.77
医療職給料表(三)	職務の級が2級以下である職員又は職務の級が3級である職員(知事が別に定める職員に限る。)	100分の4.77
	職務の級が3級である職員(知事が別に定める職員を除く。)又は職務の級が4級若しくは5級である職員	100分の7.77
	職務の級が6級である職員	100分の9.77

2 特例期間においては、県職員給与条例第7条の2第1項の規定による管理職手当が支給される職員の管理職手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から、当該額に100分の10を乗じて得た額に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、他の手当の額の算出の基礎となる管理職手当の額については、この限りでない。

(学校職員給与条例の適用を受ける職員の給与の特例)

第3条 特例期間においては、佐賀県公立学校職員給与条例(昭和32年佐賀県条例第44号。以下「学校職員給与条例」という。)の適用を受ける職員の給料月額、学校職員給与条例第5条第1項及び附則第17項並びに佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例(平成17年佐賀県条例第75号)附則第7条の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から、当該額に次の表の左欄に掲げる当該職員に適用される給料表の種類及び同表の中欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、給料の調整額、手当の額、勤務1時間当たりの

給与額（学校職員給与条例第 13 条、佐賀県職員の育児休業等に関する条例第 23 条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 24 条第 3 項又は職員の修学部分休業に関する条例第 3 条の規定を適用する場合における勤務 1 時間当たりの給与額を除く。）及び教職調整額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

給料表の種類	職員	割合
高等学校等教育職給料表	職務の級が 2 級以下である職員	100 分の 4.77
	職務の級が特 2 級以上である職員	100 分の 7.77
中学校・小学校教育職給料表	職務の級が 2 級以下である職員	100 分の 4.77
	職務の級が特 2 級以上である職員	100 分の 7.77
行政職給料表	職務の級が 2 級以下である職員	100 分の 4.77
	職務の級が 3 級以上である職員	100 分の 7.77
医療職給料表	職務の級が 2 級以下である職員又は職務の級が 3 級である職員（知事が別に定める職員に限る。）	100 分の 4.77
	職務の級が 3 級である職員（知事が別に定める職員を除く。）又は職務の級が 4 级以上である職員	100 分の 7.77

2 特例期間においては、学校職員給与条例第 9 条の 2 第 1 項の規定による管理職手当が支給される職員の管理職手当の額は、同条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から、当該額に 100 分の 10 を乗じて得た額に相当する額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、他の手当の額の算出の基礎となる管理職手当の額については、この限りでない。

（任期付職員条例の適用を受ける職員の給料の特例）

第 4 条 特例期間においては、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 15 年佐賀県条例第 2 号。以下「任期付職員条例」という。）の適用を受ける職員であって、任期付職員条例第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用されたものの給料月額は、任期付職員条例第 7 条第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額及び勤務 1 時間当たりの給与額（県職員給与条例第 12 条、学校職員給与条例第 13 条、佐賀県職員の育児休業等に関する条例第 23 条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 24 条第 3 項又は職員の修学部分休業に関する条例第 3 条の規定を適用する場合における勤務 1 時間当たりの給与額を除く。）の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

(1) 任期付職員条例第 7 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員であって、その号給が 1 号給から 4 号給までであるもの 100 分の 7.77

(2) 任期付職員条例第 7 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員であって、その号給が 5 号給以上であるもの及び同条第 3 項の規定

による給料月額を受ける職員 100分の9.77

(任期付研究員条例の適用を受ける職員の給料の特例)

第5条 特例期間においては、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(平成15年佐賀県条例第3号。以下「任期付研究員条例」という。)の適用を受ける職員の給料月額は、任期付研究員条例第5条第1項、第2項及び第4項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額から、当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当の額及び勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

(1) 任期付研究員条例第5条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員であって、その号給が1号給から3号給までであるもの及び同条第2項に規定する給料表の適用を受ける職員 100分の7.77

(2) 任期付研究員条例第5条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員であって、その号給が4号給以上であるもの及び同条第4項の規定による給料月額を受ける職員 100分の9.77

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。